

お知らせ版

I N F O R M A T I O N

城里町役場 〒311-4391 東茨城郡城里町石塚1428-25

☎029-288-3111(代) FAX029-288-3113

桂 支 所 ☎029-289-2211

七会町民センター ☎0296-88-3111

編集・発行/まちづくり戦略課

3月17日発行 No.240

3 月号
令和 7 年
2025



2/1 城里町誕生20周年記念式典 コミュニティセンター城里

「平成の大合併」で発足した城里町の「誕生20周年記念式典」が開催され、招待者や町民合わせて約550人が集い、節目を祝うとともに、未来の飛躍を願いました。

茨城県警察官募集



受験資格

(1)男性警察官A・女性警察官A

ア 一般

平成2年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した方、もしくは令和8年3月31日までに卒業見込みの方、または人事委員会がこれと同等と認める方

イ 職務経験

平成2年4月2日以降に生まれた方で、上記警察官Aの受験資格に該当し、かつ、民間企業・団体、国・地方公共団体における職務経験を3年以上有する方

(2)男性警察官B・女性警察官B

ア 一般

平成2年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方で、警察官Aの受験資格(学歴区分)に該当しない方(令和8年3月31日までに高等学校を卒業見込みの方を除く)

イ 職務経験

平成2年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方で、上記警察官Bの受験資格(学歴区分)に該当し、かつ、民間企業・団体、国・地方公共団体における職務経験を3年以上有する方

第1次試験日 一般 5月11日(日)

職務経験 4月26日(土)

申込方法

笠間警察署および市内の交番、駐在所で試験案内を配布しています。

インターネット申込期限 4月4日(金)午後5時

問合せ 笠間警察署警務課 ☎0296-73-0110

※平日、午前8時30分～午後5時15分



▲採用案内
ホームページ

猫の飼い方・マナーについて



猫は家の中で飼いましょう

猫の放し飼いによる交通事故やいたずら、糞尿被害などによる近隣住民とのトラブルが多くなっています。

茨城県では、「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」において、飼い猫の屋内飼養が努力義務として規定されています。近隣住民とのトラブル防止のためにも、飼い猫は屋内での飼育をお願いします。

野良猫に餌を与えないでください

野良猫に餌を与えてしまうと、その近所に住みつき、糞尿被害や家財の損傷などで、被害者と餌付けする方との間でトラブルの原因となります。

不幸な命を増やさないためにも、餌を与える場合は、飼い主として責任をもって飼育してくださるようお願いします。

問合せ 町民課 ☎029-288-3111(内線111)

土ぼこり対策とご理解のお願い



春先は強風で農地の表土が飛ばされ、土ぼこりが舞うことが多くなります。耕作者、ならびに農地周辺にお住まいの方がお互いに気持ちの良い関係を築けるように、耕作者の方は良い土が飛ばないように対策をお願いします。

主な飛散防止方法

- ・耕うん作業を作付けの直前まで控える
- ・麦やレンゲ、クローバーなどを植える
- ・作物を風害から守る防風ネットを設置する

農地周辺にお住まいの方には、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ 農業委員会事務局

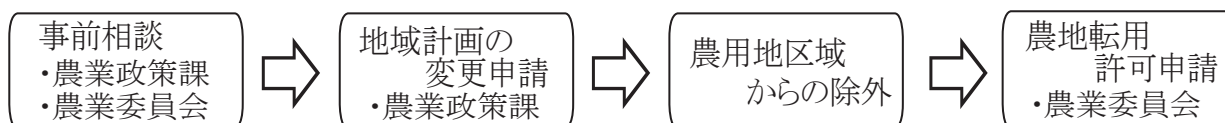
☎029-288-3111(内線242)

地域計画策定に係る農振農用地の変更と農地転用の手続き変更について

令和5年4月に改正された農業経営基盤強化促進法により、地域計画が策定されます。策定後の地域計画対象農地について、農振農用地からの除外（編入を含む）や農地転用には、事前に地域計画の変更（除外）手続きが必要になります。

なお、農振農用地からの除外や農地転用などは、従来より手続きに時間を要します（従来より2～3か月程度かかることを想定）ので、ご理解とご協力をお願いします。

手続きの流れ



令和7年度の各手続きの受付締切日

地域計画の変更申請	農振農用地からの除外（編入含む）	農地転用
4月・7月・10月・1月の25日	4月・10月の25日	毎月10日 ※1

注：締切日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌日の役場開庁日が締切日となります。

※1 一時転用などは、地域計画の変更手続きが不要で毎月申請が可能です。

地域計画の変更申請受付締切日から農地転用許可までの想定期間

- ・農振農用地（青地）の場合：7～8か月
- ・上記以外の農地（白地）の場合：3～4か月

申請先・問合せ 地域計画や農振農用地の変更について 農業政策課 ☎ 029-288-3111（内線614）
農地転用について 農業委員会事務局 ☎ 029-288-3111（内線242）



農林水産省 地域計画

検索

令和7年4月から農地の貸し借りの方法が変わります

現行

- ① 農地法第3条（町農業委員会）
- ② 農業経営基盤強化促進法による利用権設定（町農業政策課）
- ③ 農地中間管理事業（県農林振興公社）

令和7年4月以降または地域計画の策定後

- ① 農地法第3条（町農業委員会）
- ② ~~農業経営基盤強化促進法による利用権設定（町農業政策課）~~ 廃止（※）
- ③ 農地中間管理事業（県農林振興公社）

※契約期間中の貸借は期間満了まで有効です。契約更新や新規契約はできません。

農地中間管理事業の活用には、さまざまなメリットがあります！

貸し手（地権者）

- 賃料は農地バンクから確実に振り込まれます。
- 貸した農地は貸付期間終了後、自動的に返却されます。なお、継続貸しつけも可能です。

借り手（耕作者）

- 長期の借り入れにより安定した営農が可能です。
- 賃料支払いは農地バンクへ一括で支払い、農林振興公社が貸し手へ支払います。（金銭の場合）
- 耕作ができなくなった場合、農林振興公社が次の借り手を探します。

問合せ 農業委員会事務局 ☎ 029-288-3111（内線242）

国民年金だより⁽¹⁹⁶⁾

令和7年度 国民年金保険料が決定しました

令和7年度 国民年金保険料 月額17,510円(年額210,120円)
前納する場合の保険料

納 付 期 間		保 険 料 ()内は割引額	
		口座振替納付	現金納付 または クレジットカード納付
2年前納(令和7年4月～令和9年3月分)		408,150円(17,010円)	409,490円(15,670円)
1年前納(令和7年4月～令和8年3月分)		205,720円(4,400円)	206,390円(3,730円)
6か月前納	令和7年4月～9月分	103,870円(1,190円)	104,210円(850円)
	令和7年10月～令和8年3月分		

※前納制度を利用するには、年金事務所に申請が必要です。

問合せ 城里町役場 国保年金課 ☎029-288-3111(内線140)
水戸南年金事務所 国民年金課 ☎029-227-3278

令和7年度 労働基準監督官採用試験のお知らせ



労働基準監督官とは、労働基準関係法令に基づいて工場や事業場などに立ち入り、事業主に法の定める基準を遵守させることにより、労働条件の確保および向上、労働者の安全や健康の確保を図り、また、不幸にして労働災害にあわれた方に対する労災補償の業務を行うことを任務とする厚生労働省の専門職員です。

採用後は、主に採用された都道府県単位の労働局管内の労働基準監督署(労働局を含む)で勤務します。

なお、採用後3年目からの2年間については、採用された労働局とは別の労働局で勤務します。

受験資格 ・平成7年4月2日～平成16年4月1日生まれの方

・平成16年4月2日以降生まれで次に掲げる方

①大学を卒業した方および令和8年3月までに大学を卒業する見込みの方

②人事院が①に掲げる方と同等の資格があると認める方

試験の程度 大学卒業程度

採用予定者数 労働基準監督 A(法文系)約150名 労働基準監督 B(理工系)約40名

第1次試験日 5月25日(日) 第1次試験合格者発表日 6月17日(火)

第2次試験日 7月8日(火)～7月11日(金)のうち指定した1日 最終合格者発表日 8月12日(火)

申込方法 インターネット申込専用の二次元コードからお申し込みください。

申込期限 3月24日(月) ※受信有効

問合せ 茨城労働局総務部総務課 ☎029-224-6211



▲申し込みはこちら

令和7年3月31日で、笠間警察署管内の駐在所の電話番号を廃止します

警察に対する通報(連絡)の適切な取扱いおよび警察署と駐在所の連携強化のため、住民の方からの通報(連絡)を管轄の警察署において一括して受理することになりました。

4月1日以降は、**笠間警察署 0296-73-0110** におかけください。

事件・事故などによる至急の連絡は「110番」、相談がある方は「#9110」におかけください。

問合せ 笠間警察署地域課 ☎0296-73-0110(内線290)

自衛隊への情報提供を 希望されない方へ



町では、自衛隊法施行令第120条に基づく防衛大臣からの請求に応じて、募集事務のために必要な情報を提供しています。自衛隊への個人情報の提供を望まない方については、本人や親権者などが除外申請の手続きを行うことにより、提供する情報から除外できます。情報提供の除外を希望する方は「自衛官等募集事務に係る情報提供の除外申請書」に必要書類を添えて、窓口を持参または郵送にて町民課へ申請してください。

対象者

町に住民登録がある日本人住民のうち、令和7年度に18歳または22歳に到達する者

申請できる方と必要書類

- ①対象者本人 除外申請書、本人確認書類
- ②法定代理人 除外申請書、対象者本人および法定代理人の本人確認書類
- ③任意代理人 除外申請書、対象者本人および任意代理人の本人確認書類、委任状

※郵送で申請する場合、本人確認書類の写しを添付してください。

受付期限 4月30日(水)

問合せ

町民課 ☎ 029-288-3111(内線114・115・116)

まごころ

社協善意銀行

▷加藤木 直之 様	
亡き長男の香典の一部を預託	100,000円
▷皆川 泉 様	
地域福祉向上のために	20,250円
▷常北中学校生徒会 様	
地域福祉向上のために	50,000円
▷コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	
水戸南セールスセンター 様	
地域福祉向上のために	2,778円
▷匿名	
	2,000円
▷大座畑 あさ 様	
	紙おむつ 2袋

消費生活だより⁽¹⁶⁾

古いカセットボンベの 取り扱いに注意

<事例1>

最近ガス代が高いので、カセットコンロを使おうと思った。阪神淡路大震災の頃に購入したカセットボンベを使用したところ、ガスが漏れていて、火を噴いた。

(80歳代)

<事例2>

カセットボンベを災害に備えてまとめて購入したが、使用期限切れになった。未使用のカセットボンベが複数ある。どうしたらよいか。

(60歳代)

<ひとこと助言>

- ①カセットボンベは、使用していなくても製造から長期間経過したり、保管環境が適切ではなかったりすると、内部パッキンの劣化によりガス漏れする危険があります。
- ②カセットボンベの使用の目安は製造後約7年です。製造年月日を確認するとともに、表示のないものや変形・さびのあるものは使わないようにしましょう。
- ③災害用に備蓄しているものは、経年に応じて使い切り、新しいものを補充しましょう。
- ④空になったカセットボンベは、町のルールに従って廃棄しましょう。ガスが残っていたり、処分方法が分からない場合は、製造事業者もしくは、(一社)日本ガス石油機器工業会のカセットボンベお客様センター(☎0120-14-9996)へ確認しましょう。
- ⑤困ったときは、町の消費生活センターなどにご相談ください。

☎ 消費者ホットライン 188

※消費生活センターの出前講座をご希望の団体等は、下記までご連絡ください。費用は無料です。

◇◆◇ 心配なことがありましたら、
ひとりで悩まず、ご相談ください ◇◆◇

城里町消費生活センター

(城里町役場本庁舎 2階 まちづくり戦略課内)

☎029-288-3111(内線226)

相談日:月曜～金曜日 午前9時～午後4時